## 重要事項説明書 別紙 I

景翠会では令和 7 年 8 月より「重要事項説明書」の運用に関して、職員間、 ご利用者様対応におけるハラスメント防止の観点から、以下の通り変更・改定を行うこと となりました。

## 第19条 ハラスメントの防止・対応

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するため、必要な体制の整備を行うとともに従業員に対し研修を実施する等の措置を講じます。 従業員が利用者、その家族等からハラスメントを受ける等により適切なサービスを提供できないと認められる場合はサービスを中断・休止させていただくことがあります。 また、適切なサービス提供ができる見込みがないと判断されるときは、契約を解除させていただきます。

- ○暴力行為や、物を投げる、危険物を向ける、怒鳴る・大声を発する、中傷・名誉棄損・ 侮辱行為などの職員に対する身体的・精神的な攻撃
- ○性的な嫌がらせ
  - ・性的な行動(性的な関係の強要、必要のない身体への接触、わいせつな図画等を見せることなど)
- ○職員の連絡先等の開示要求、職員へのつきまとい行為
- ○介護保険として提供可能な範囲を超えるサービス提供の要求や、サービス利用に関する助言や相談の申入れ等を理由なく拒否する・全く反応しないことなど、事業所による利用者への適切なサービス提供を著しく阻害する行為。

皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。